

# 秋田市新型コロナウイルス感染症対策NPO法人活動支援金交付要綱

令和2年7月14日  
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う活動自粛の長期化により、支援先とのつながりや関係が途切れるおそれがあるNPO法人の社会貢献活動の継続を支援するため、秋田市新型コロナウイルス感染症対策NPO法人活動支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）である者
- (2) 支援金の交付申請の日（以下「申請日」という。）において、本市に主たる事務所を有する者
- (3) 令和2年7月1日において、本市で直近1年以上の活動実績がある者
- (4) 申請日の属する当該NPO法人の事業年度において、本市で事業を行っている者、又は行うこととしている者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としなない。

- (1) 国が給付する持続化給付金（以下「持続化給付金」という。）の交付対象である者
- (2) 秋田市新型コロナウイルス感染症対策地域産業支援金（以下「地域産業支援金」という。）の交付対象である者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、支援金の趣旨および目的に照らして適当でないと市長が判断した者

(支援金の額等)

第3条 支援金の額は、1交付対象者当たり10万円とする。ただし、支援金の交付は、1交付対象者当たり1回限りとする。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、秋田市新型コロナウイルス感染症対策NPO法人活動支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類の写しを添えて、令和3年2月15日までに市長に申請しなければならない。

(1) 登記事項証明書の写し

(2) 定款の写し

(3) 前事業年度の活動報告書および活動計算書

(4) 申請日の属する当該NPO法人の事業年度の、本市における事業計画書

(5) 支援金の振込先となる金融機関の名称および口座名義等を確認することができる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、速やかに支援金の交付の可否を決定し、秋田市新型コロナウイルス感染症対策NPO法人活動支援金交付決定通知書（様式第2号）又は秋田市新型コロナウイルス感染症対策NPO法人活動支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第6条 支援金の交付は、前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、当該交付決定者に係る第4条第5号に掲げる書類により確認した口座への振り込みにより行うものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、

秋田市新型コロナウイルス感染症対策NPO法人活動支援金交付取消通知書（様式第4号）により交付決定者にその旨を通知するものとする。

(1) 第2条第2項に該当する者となったとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この要綱に違反する行為があったとき。

（支援金の返還）

第8条 交付決定者は、第7条の規定により支援金の交付決定を取り消された場合において、当該支援金が既に交付されているときは、速やかに当該支援金を市長に返還しなければならない。

（報告等）

第9条 交付決定者は、持続化給付金又は地域産業支援金の交付の決定を受けたときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

2 市長は、交付決定者の活動について、活動状況報告書（様式第5号）により報告を求めることができる。

（努力義務等）

第10条 交付決定者は、市が行う事後調査およびアンケート調査に協力しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月19日から施行する。